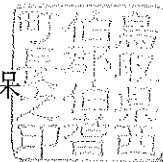


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 30 日

伯耆町長 森 安 保



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

岸本地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

45 経営体数

法人 9 経営体

個人 33 経営体

集落営農（任意組織） 2 組織

その他の団体 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

本地区では農業を基幹的産業と位置付けているが、農家戸数、農業就業人口の減少、高齢化が進行しており、農業を引き継いでいく後継者の確保が急務となっている。

こうした農業を支える者の減少、高齢化に加え、耕作放棄地の増加が深刻化する中で、地域の農業を魅力とやりがいのある産業として育成していく必要がある。